

## 居宅介護支援重要事項説明書

### 1. 当苑が提供するサービスについての相談窓口

電話 043-250-7353 月～土・祝日(1月1日～1月3日を除く)  
午前8時30分～午後5時30分まで

### 2. 晴山苑ケアプランセンターの概要

#### (1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業者名	晴山苑ケアプランセンター
所在地	千葉市花見川区花島町149-1
介護保険指定事業者	居宅介護支援 (千葉県 1270200064)
サービスを提供する地域	千葉市・八千代市・習志野市

#### (2) 事業所の職員体制

	専従	兼務	業務内容	計
管理者 主任介護支援専門員		1名	従業者の管理および業務の管理 居宅サービス計画作成の支援	1名
副管理者 主任介護支援専門員		1名	従業者の管理および業務の管理 居宅サービス計画作成の支援	1名
主任介護支援専門員	1名以上		居宅サービス計画作成の支援	1名以上
介護支援専門員	1名以上		居宅サービス計画作成の支援	1名以上

#### (3) 営業日と営業時間

営業日	月～土・祝日(1月1日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

※ 緊急連絡電話：043-250-7351 (緊急時等の場合は、上記時間以外でも可)

### 3. 居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容

#### ①相談・面談

- ・当事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者宅を訪問し、利用者、家族と面談を行います。
- ・利用者の状況や希望を把握し、適切な支援を提供できるよう努めます。

#### ②居宅介護支援契約

- ・居宅介護支援契約書並びに重要事項説明書を説明し、内容を理解していただいた上で契約を締結します。
- ・「居宅サービス計画届出書」を作成し、介護保険課(利用者の該当する保険者)へ提出します。

#### ③居宅サービス計画の作成

- ・利用者の居宅を訪問し、課題分析(アセスメント)を行います。
- ・利用者の希望や目標に基づき、「居宅サービス計画書」の原案を作成します。
- ・サービス内容について、保険対象と非対象を区分して説明します。
- ・利用者及び家族は介護支援専門員(ケアマネジャー)に対して、複数のサービス提供事業者等の紹介と、ケアプランに位置づけた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

#### ④サービス担当者会議の開催

- ・サービス提供事業者が決まり次第、ケアプランに位置付けられている担当者全員で会議を行い、専門的な見地からの意見を求め調整を図ります。
- ・利用者及び家族に「居宅サービス計画書」の内容を説明し、同意を得ます。

#### ⑤ サービス開始

- ・サービス提供事業者と契約を締結すると、サービス開始となります。
- ・少なくとも月1回は利用者宅を訪問し、面談を行い、サービス計画に沿ったサービスが提供されているかどうかをモニタリングします。
- ・利用者の状態や希望に応じて、「居宅サービス計画書」は常に変更可能です。

#### ⑥その他の支援

- ・利用者の状態に応じて、介護認定区分変更の申請やサービス資源の紹介等、必要な支援を行います。
- ・利用者が病院又は診療所(以下病院)に入院する必要がある場合は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)の氏名および連絡先を病院に伝えて下さい。入院先の担当者と連携を図り退院後の在宅復帰のための支援を行います。
- ・サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受け、その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他利用者の心身又は生活に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師・歯科医師・薬剤師に提供します。

### 4. ケアマネジャーの業務範囲

介護保険制度上、ケアマネジャーの業務は居宅サービス計画の作成・他事業所との連絡調整が主となります。

ケアマネジャーがご家族様・ご利用者様の便宜のため、日常の雑務や買い物・外出支援等を代行することはできません。

ケアマネジャーが、ご利用者様の通院に付き添ったり、送迎したりすることは、生命の維持に関わるような緊急やむを得ない場合を除きできません。付き添い等が必要な場合は、別のサービスをご利用頂く必要があります。

### 5. 身体拘束の禁止

利用者又は他の利用者等の身体的拘束等を行いません。生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ない場合に身体的拘束等を行う際は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 6. 利用料金

### 種類

利用料 …… 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

※ ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の料金をいただきます。引き換えに当苑からサービス提供証明書を発行しますので、市の窓口に出してください。全額払戻を受けられます。

- ・ 居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたりは表のとおりです。

居宅介護支援費	基本料金		介護保険適用時 利用者負担額
	単位	費用総額 (単位×11.05)	
要介護1・2	1,086	12,000円	0円
要介護3・4・5	1,411	15,591円	0円

加算項目	利用料金		介護保険適用時 利用者負担額
	単位	費用総額 (単位×11.05)	
初回加算	300	3,315円	0円
特定事業所加算Ⅱ	421	4,652円	0円
入院時情報連携加算Ⅰ	250	2,762円	0円
入院時情報連携加算Ⅱ	200	2,210円	0円
退院・退所加算 ※回数によって単位数に変動あり	450	4,972円	0円
通院時情報連携加算	50	552円	0円
複合型サービス事業 所連携加算	300	3,315円	0円
緊急時居宅カンファ レンス加算	200	2,210円	0円

※加算項目の内容に関しては、算定する際にその都度説明いたします。

※費用総額は、千葉市(3級地11.05)・八千代市(5級地10.70)

習志野市(4級地10.84)を乗じた金額になります。

※同一建物に居住する利用者へのケアマネジメントは、所定単位数の95%算定となります。

- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦1ヶ月あたりの料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日市の窓口に出しますと差額の払戻しを受けることができます。

## 7. サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合は、文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 事業所の都合（人員不足等やむを得ない事情による場合等）でサービスの提供を終了させていただく場合は、サービス提供終了1ヶ月前までに文書でご通知しますとともに、地域の他の居宅支援事業者をご紹介いたします。
- ③ 自動終了……以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は、要支援（1・2）と認定された場合
  - 入院を含む介護保険サービスの未利用期間が6ヶ月に及んだ場合
  - 利用者がお亡くなりになった場合

## 8. サービス内容に関する苦情等

当苑の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を賜わります。

### ①当苑のお利用者相談・苦情担当

苦情解決責任者 施設長 朝生 智明

苦情受付担当者 副施設長 里見 広美 電話：043-250-7351（代表）

### ②当苑以外

自治体	担 当	電 話
千葉市	保健福祉局高齢障害部介護保険事業課	043-245-5064
八千代市	長寿支援課	047-483-1151
習志野市	保健福祉部 介護保険課	047-451-1151

## 9. 職場におけるハラスメントの防止

### ①当苑のハラスメント相談窓口

ハラスメント解決責任者 管理者 朝生 智明

## 10. 衛生管理等

当苑では利用するお客様が安心してサービスを受けられるように、感染症の発生、まん延防止のための措置を講じます。

感染対策責任者 管理者 朝生 智明

感染対策担当者 ケアワーカー長 三山 武史

## 11. 虐待防止の為の相談窓口

当苑では虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

### ①当苑の虐待に対する相談窓口

虐待防止責任者 管理者 朝生 智明

虐待に対する受付担当者 副施設長 里見 広美 電話 043-250-7351

### ②その他（当苑以外）

花見川保健福祉センター 高齢障害支援課 電話 043-275-6425（直通）

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者（所在地） 千葉市花見川区花島町149-1  
（名称） 晴山苑ケアプランセンター  
（管理者） 印

（説明者及び担当者）所属 晴山苑ケアプランセンター  
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け理解しました。

利用者（住所）  
  
（氏名） 印

代理人（住所）  
  
（氏名） 印

事業者、利用者双方の署名・押印をし、それをもって上記の重要事項の確認を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者1通ずつ保有するものとします。

令和6年4月1日現在